

## 定款内容変更について

別紙、令和3年度定款内容変更について決定を求める。

### 第3章 会員

#### 第11条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

変更前：(1) 第8条の支払い義務を4年以上履行しなかったとき

変更後：(1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

以上提出する。

令和3年 2月26日

一般社団法人 北海道農業法人協会  
代表理事会長 南 和孝